

一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（事故の確認を要しない場合） 第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一〇九 略」 十 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が百万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。 十一 [略] 「2・3 略」 （事故の確認を要しない場合） 第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一〇九 略」	（事故の確認を要しない場合） 第百十九条 [同上] 「一〇九 同上」 十 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。 十一 [同上] 「2・3 同上」 （事故の確認を要しない場合） 第二百七十七条 [同上] 「一〇九 同上」

十 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が百万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十一 〔略〕

〔2・3 略〕

十 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十一 〔同上〕

〔2・3 同上〕

別紙様式第二十二号（第二百四十九条、第二百八十九条関係）

外 務 員 登 録 申 請 書

殿

収 入 印 紙
消印しないこと

申 請 者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を申請します。

外 務 員	(ふりがな)		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	役員又は使用人の別	1 役員	2 使用人

外務員の職務を行ったことの有無及び期間		1 有	2 無
自	至	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称	

(注意事項)

別紙様式第二十二号（第二百四十九条、第二百八十九条関係）

外 務 員 登 録 申 請 書

殿

収 入 印 紙
消印しないこと

申 請 者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を申請します。

外 務 員	氏 名	ふりがな	性 別	1 男	2 女
			生年月日	年 月 日	
	役員又は使用人の別	1 役員	2 使用人		

外務員の職務を行ったことの有無及び期間		1 有	2 無
自	至	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称	

(注意事項)

[1 ～ 4 略]	[1 ～ 4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	